

早期退職に係る募集実施要項

平成30年12月3日
(2018年)

次のとおり早期退職者の募集（和歌山市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年条例第23号）第14条第2項により準用する和歌山市職員の退職手当に関する条例（昭和37年条例第32号）第11条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

平成31年3月31日時点で、「勤続年数20年以上」かつ「45歳以上」の者

2 募集人数

特に定めない

3 募集の期間

平成30年12月 3日（月）から平成31年 1月 4日（金）午後5時15分 まで

4 退職すべき期日

平成31年3月31日（日）

5 応募の手続き

- (1) 応募をしようとする職員は、募集の期間内に、別紙様式「応募書」に必要事項を記入の上、所属長を通じて企業総務課長あて提出してください。
- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付します。
※平成31年1月下旬に通知する予定です。
※募集実施要項に適合しない場合、懲戒処分を受けた場合等は、不認定となることがあります。
- (3) 応募書の提出後に応募を取り下げたい場合は、別紙様式「応募取下書」を企業総務課長あて提出してください。

6 本件に関する相談先

企業総務課職員班

電話 435-1124

内線 3310